

社会福祉法人同仁会給与規則

(趣旨)

第1条 この規則は、社会福祉法人同仁会就業規則（以下「就業規則」という。）第40条の規定に基づき、職員の給与について必要な事項を定める。

(給与の種類)

第2条 給与の種類は、次のとおりとする。

(1) 本俸

(2) 職員手当

ア 管理職手当

イ 役職手当

ウ 業務手当

エ 直接処遇手当

オ 地域手当

カ 扶養手当

キ 住宅手当

ク 通勤手当

ケ 超過勤務手当

コ 夜間勤務手当

サ 宿直勤務手当

シ 日勤手当

(ア) 日曜日勤務手当

(イ) 祝日勤務手当

(ウ) 年末年始勤務手当

(エ) 早番勤務手当

(オ) 遅番勤務手当

(カ) マイクロバス運転手当

ス 期末手当

セ 勤勉手当

ソ 単身赴任手当

タ 調整手当

チ 一時金

2 前項のうち、本俸、業務手当及び扶養手当を基準賃金（以下同じ。）とする。

(本俸表)

第3条 本俸表は、福祉職等俸給表（別表1）、医療職俸給表(一)（別表2）及び医療職俸給表(二)（別表3）のとおりとし、適用する職員は、下表のとおりとする。

俸給表の種類	適用する職員
福祉職等俸給表	医師、看護師以外の職員
医療職俸給表(一)	医師
医療職俸給表(二)	看護師

(本俸表適用範囲)

第4条 本俸表は、通常の勤務日において8時間勤務する職員に適用する。

2 理事長が必要と認める場合は、通常の勤務日において7時間勤務する職員を含めることができる。

3 前項の規定の適用を受ける職員の本俸月額その他の手当の支給額は、理事長が別に定める基準に基づき、職員毎に決定する。

(初任給決定の基準)

第5条 再雇用職員を除く本俸表を適用する職員(以下「常勤職員」という。)の本俸は、職員の資格及び経験等を勘案して、理事長が別に定める基準に基づき、辞令により通知する。

2 本俸表を適用しない職員(以下「日給等職員」という。)の賃金及び諸手当の額は、職員の資格、経験及び勤務内容等を勘案して、理事長が別に定める基準に基づき決定し、雇用通知書により通知する。

(昇給の基準)

第5条の2 昇給は、定期昇給、昇格に伴う昇給、渡り及び特別昇給とする。

2 昇給は、4月1日(以下「昇給日」という。)に実施する。ただし、別に定めがある場合又は理事長が必要と認めた場合は、昇給日以外の日に実施することができる。

3 定期昇給は、常勤職員が現に受けている本俸の号給を受けるに至ったときから、その号給について12か月の期間を良好な成績で勤務したときは、2号給上位の号給に昇給させることができる。ただし、12か月の間に降格、出勤停止又は減給の懲戒を受けた者並びに昇給日に休職、療養休暇、育児休業、介護休業及び産前産後休暇(以下「休職等」という。)中のもものは昇給しない。

4 第2項の規定にかかわらず、休職等から復職した常勤職員の定期昇給は、休職等に入る前に受けていた号給の開始日から復職した日の前日までの期間から休職等の期間を差し引いた期間が6月を超える場合は、復職した日に2号給上位の号給に昇給させる。この場合、次期昇給日は、復職した日から6月以上経過した日の直近の昇給日とする。

5 休職等に入る前に受けていた号給の開始日から復職した日の前日までの期間から休職等の期間を差し引いた期間が6月以下の場合は、休職等に入る前に受けていた号給の開始日から休職等の期間を差し引いた期間が6月を超えるの日の直近の昇給日に2号給上位の号給に昇給させる。

6 第3項の規定にかかわらず、人事考課の結果を反映させるため、理事長は別に定める基準に基づき、2号給の昇給以外に、定期昇給停止、1号給の昇給、3号給の昇給又は4号給の昇給とすることができる。ただし、前段規定を適用した場合において、適用した日から5年間については理事長が別に定める基準において、昇級のランクを同じくする人事考課の結果の場合は、前段の規定を適用しない。

7 満60歳を超える常勤職員は、前3項の規定にかかわらず、当該年齢に達した日以後は定期昇給しない。

8 昇格に伴う昇給とは、上位の職層に変更するとともに、直近上位の等級において同額又は直近上位の号給に決定することをいう。この場合、理事長が必要と認めたときは特別昇給を合わせて行うことができる。

9 渡りとは、職層を変更することなく、直近上位の等級において同額又は直近上位の号給に決定することをいい、次の各号に掲げる一に該当するときは理事長が別に定める基準に基づき実施することができる。この場合、第6項及び第11項の規定は適用しない。

(1) 別に定める資格を取得したとき

(2) 命令により資格取得した場合で理事長が認めるとき

- (3) 人事考課の結果が特に良好であるとき
- (4) 他の職員との均衡上必要と認めるとき
- (5) その他理事長が必要と認めたとき

10 渡りは、1回限りとする。

11 特別昇給は、既に前項の規定に基づく渡りの適用を受けた者が、前項各号（第3号を除く。）に該当する場合並びに次の各号に掲げる一に該当するときは理事長が別に定める基準に基づき実施することができる。

- (1) 就業規則第10条及び第11条に規定する定年退職又は勸奨退職するとき
- (2) 就業規則第15条に規定する一般退職する場合で、前項の規定に基づき定期昇給がなかった期間があるとき

12 昇格に伴う昇給又は渡りを定期昇給と合わせて実施する場合は、定期昇給させる前の本俸により直近上位の等級の号給を決定し、その号給から定期昇給させるものとする。

13 昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

(降給の基準)

第5条の3 降格に伴い降給する場合は、現に受けている本俸の等級から直近下位の等級において同額又は直近下位の号給に決定する。

2 降格に伴う降給と定期昇給を合わせて行う場合は、前項の規定により決定した等級の号給から昇給させるものとする。

(給与の支払)

第6条 基準賃金、管理職手当、役職手当、直接処遇手当、地域手当、住宅手当、通勤手当、単身赴任手当及び調整手当は、月の1日から末日までを計算期間とし、その他の手当（期末手当及び勤勉手当を除く。）は、前月の26日から当該月の25日までを計算期間として、翌月の5日に支給する。ただし、支給日が土曜日、日曜日又は祝日のときは、前日又は後日の日に支給する。

2 月の途中の退職、採用又は休職等により勤務しない日（公休日を除く。）がある月の給与は、基準賃金（扶養手当を除く。）、管理職手当、役職手当、直接処遇手当、地域手当、単身赴任手当及び調整手当（次項において「本俸等」という。）については、それぞれの月額を当該月の日数で除した金額に、当該月の勤務日数と勤務期間中の公休日数を合計した日数を乗じて得た額と、実績に応じて支給する手当の額の合計額を支給する。この場合、円未満の端数はそれぞれに切り上げる。

3 育児短時間勤務、介護短時間勤務又は遅刻等により勤務しない時間がある月若しくは勤務しない日と勤務しない時間がある月の俸給等は、それぞれの月額を170で除した額に勤務しない時間を乗じた額をそれぞれの月額から減じた金額を支給する。この場合、円未満の端数はそれぞれに切り捨てる。

4 職員が死亡したときは、死亡した日の属する月の末までの給与を支給する。

(管理職手当)

第7条 就業規則第3条第3項に掲げる参事、副参事及び参事補に、次に掲げる管理職手当を支給する。

- (1) 参事(理事長を兼務する者) 月額90,000円
- (2) 参事(常務理事を兼務する者) 月額80,000円
- (3) 参事 月額70,000円
- (4) 副参事 月額60,000円

(5) 参事補

月額50,000円

(役職手当)

第8条 社会福祉法人同仁会組織及び管理規則（以下「組織及び管理規則」という。）に規定する次表の左欄に掲げる特定職を命じられた職員に右欄に掲げる役職手当を支給する。ただし、管理職員には支給しない。

特定職		役職手当月額
主任		30,000円
グループ長		20,000円
副グループ長		10,000円
家庭支援専門相談員 里親支援専門相談員	社会福祉士又は精神保健福祉士有資格者	25,000円
	それ以外の者	20,000円
	主任、グループ長又は副グループ長が兼務する場合	10,000円
リスクマネージャー		10,000円
基幹的職員		5,000円

2 前項に掲げる主任、グループ長、副グループ長、家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、リスクマネージャー及び基幹的職員を同一職員が兼ねる場合の役職手当月額の額は、それぞれの役職手当月額の合計額とする。ただし、合計額の上限は、45,000円とする。

3 前項の規定にかかわらず、第1項に掲げる主任がグループ長を兼ねる場合は、グループ長に係る役職手当は支給しない。

(業務手当)

第9条 業務手当は、常勤職員のうち組織及び管理規則第5条に規定する直接処遇職員（以下「直接処遇職員」という。）、栄養士及び調理師資格を持ち調理業務に従事する調理員等に支給する。ただし、20,000円を上限とする。

2 業務手当の額は、次の各号に掲げる計算式により支給する。

(1) 入所施設（内原深敬寮の通所を含む。）及び児童家庭支援センターに勤務する職員

$2,000円 + (毎年4月1日現在における勤続年数) \times 500円$

(2) 前号以外の施設に勤務又は事業に従事する職員

$500円 + (毎年4月1日現在における勤続年数) \times 500円$

3 業務手当は、管理職員、日給等職員及び本俸表を適用しない再雇用者には支給しない。

4 本俸表を適用する再雇用者の業務手当は、第2項第1号に規定する施設に勤務する者は2,000円、第2号に規定する施設勤務又は事業従事する者は500円とする。

5 年度の途中採用、休職等又は育児短時間勤務等により勤務をしない日又は時間がある場合は、勤務をしなかった日又は時間を前項の毎年4月1日現在における勤続年数から除算する。

6 前項の規定により第1項の毎年4月1日現在における勤続年数に端数がある場合は、その端数が6月を超えるときは1年とする。

7 第2項第1号に規定する施設と第2号に規定する施設を兼務する場合は、週ごとに勤務日数が決められているときはその日数の割合に応じて計算した合計額を支給し、週ごとに決められていないときは1か月の勤務を要する日数のうち、勤務した日数に応じて計算した額の合計額を支給する。この場合、合計額に円未満の端数がある場合は切り上げる。

8 前項において、年次有給休暇がを取得した場合は、あらかじめ勤務を割り振られた施設に勤務したものとみなす。

(直接処遇手当)

第9条の2 直接処遇手当は、入所施設（内原深敬寮の通所を含む。）及び児童家庭支援センターの常勤職員のうち直接処遇職員（施設長は除く。）に月額5,000円を支給する。

(地域手当)

第10条 地域手当は、次の表の左欄に掲げる施設に勤務する職員に右欄に掲げる率を本俸に掛けた金額を支給する。

勤務施設名	地域手当率
内原和敬寮、内原深敬寮	3%
さくらの森乳児院、つくば香風寮	5%

2 地域手当が支給されない施設と地域手当が支給される施設又は地域手当率の異なる施設を兼務する場合は、週ごとに勤務日数が決められているときはその日数の割合に応じて計算した合計額を支給し、週ごとに決められていないときは1か月の勤務を要する日数のうち、勤務した日数に応じて前項の規定に基づき計算した額の合計額を支給する。この場合、合計額に円未満の端数がある場合は切り上げる。

3 前項において、年次有給休暇を取得した場合は、あらかじめ勤務を割り振られた施設に勤務したものとみなす。

(扶養手当)

第11条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、日給等職員を除く。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているもので、社会福祉法人同仁会定款施行細則別表1に規定する専決権者（以下「専決者」という。）の認定を受けた者をいう。ただし、5人を限度とする。

(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫

(3) 父母及び祖父母並びに同居の義父母及び同居の義祖父母

(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 重度心身障害者

3 次に掲げる者は、扶養手当支給対象の扶養親族に含まれないものとする。

(1) 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又はこれに相当する手当の支給の基礎となっている者

(2) 年額120万円以上の恒常的な収入があると見込まれる者

4 扶養手当の月額、次のとおりとする。

区 分		扶養手当月額	備 考
配偶者 がある 場合	配偶者	15,500円	扶養親族の子のうち、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の
	子、父母等2人目まで	5,500円	
	子、父母等3人目から	2,000円	
配偶者 がない 場合	子、父母等1人目	11,000円	3月31日までの間は1人につき、2,500円を加算する。
	子、父母等2人目	3,500円	
	子、父母等3人目から	2,000円	

5 扶養手当の支給を受けようとする者は、別に定める扶養手当申請書に扶養親族を証明する書類を添付して専決者に届け出て、承認を受けなければならない。

6 扶養手当の支給は、新たに職員になった日又は新たに扶養の要件が生じた日の属する月の翌月（それらの日が月の初日の場合は、その日の属する月）から開始し、扶養の要件を欠く

に至った日の属する月（その日が月の初日の場合は、その日の属する前月）をもって終わる。ただし、前項の届出が要件の生じた日から15日を経過した後にされた場合は、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は、その日の属する月）から行うものとする。

（住宅手当）

第12条 住宅手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。ただし、日給等職員を除く。

- (1) 家族とともに居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃を支払っている世帯主である職員
- (2) 自らが居住するための住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃を支払っている単身職員のうち次の者
 - ア 高萩市内の施設等に勤務し、高萩市内に居住する職員、ただし、理事長が特別の事由として認める以外の勤務地から15Km以内に自宅（親元等）のある者を除く。
 - イ 内原同仁会子どもセンター及びつくば同仁会子どもセンターに勤務し、勤務施設から通勤距離が15Km以内の区域に居住する職員、ただし、理事長が特別の事由として認める以外の勤務地から15Km以内に自宅（親元等）のある者を除く。

2 住宅手当の月額、次のとおりとする。

区 分		住宅手当月額
借家等	21,000円以下の家賃	支払っている家賃の額
	21,000円を超える家賃	次の計算式により算定した額。ただし、34,000円を上限とする。 $21,000円 + (家賃 - 21,000円) \times 1/2$

- 3 前項の家賃には、共益費、駐車場料金等を含まないものとする。
- 4 住宅手当の支給を受けようとする者は、別に定める住宅手当申請書に賃貸借契約書及び住民票記載事項証明書を添えて専決者に届け出て、承認を受けなければならない。
- 5 住宅手当の支給は、新たに職員になった日又は新たに要件が生じた日の属する月の翌月（それらの日が月の初日の場合は、その日の属する月）から開始し、要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日の場合は、その日の属する前月）をもって終わる。ただし、前項の届出が要件の生じた日から15日を経過した後にされた場合は、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は、その日の属する月）から行うものとする。
- 6 前項の規定にかかわらず、4月1日採用予定者が、採用予定日の前月に事前研修のため転居後に10日以上出勤したときは、第1項第2号の規定による住宅手当を支給する。この場合、第4項の規定を準用する。

（通勤手当）

第13条 通勤手当は、自宅と勤務先の間を徒歩で通勤したと仮定した場合において2km以上の距離があり、かつ2km以上の区間で交通機関、自転車、バイク又は自家用自動車を利用して通勤する職員に対し、次のとおり支給する。ただし、日給等職員の通勤手当の額は、勤務の態様及び通勤用具等に応じ、職員毎に理事長が定め、雇用通知書により通知する。

区 分	通勤手当月額
交通機関利用	定期利用の1か月料金の額
自転車、バイク(100cc未満)利用	片道1kmにつき 300円

バイク(100cc以上)、自家用自動車利用	片道1kmにつき 600円
高速自動車道路等の利用料金	通勤21回分の利用料金の1/2の額

- 2 前項の通勤距離は、一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。
- 3 通勤手当に係る通勤距離は片道の距離とし、1km未満の端数は切り捨てるものとする。
- 4 通勤手当の支給を受けようとする者は、別に定める通勤手当申請書に交通機関利用者は1か月の定期券の写しを、バイク又は自家用自動車利用者は対人賠償責任保険証書(対人賠償額が無制限のものに限る。)を添えて専決者に提出し、承認を受けなければならない。
- 5 高速自動車国道等の有料の道路を利用できる者は、片道の通勤距離が40Km以上あり、かつ、当該道路を利用せずに通勤するものとした場合における通勤距離と比して、10Kmを超えて通勤距離が長くない者とする。
- 6 通勤手当の支給は、新たに職員になった日又は新たに要件が生じた日の属する月の翌月(それらの日が月の初日の場合は、その日の属する月)から開始し、要件を欠くに至った日の属する月(その日が月の初日の場合は、その日の属する前月)をもって終わる。ただし、前項の届出が要件の生じた日から15日を経過した後にされた場合は、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合は、その日の属する月)から行うものとする。
- 7 通勤手当の額が異なる施設を兼務する場合は、週ごとに勤務日数が決められているときはその日数の割合に応じて計算した合計額を支給し、週ごとに決められていないときは1か月の勤務を要する日数のうち、勤務した日数に応じて第1項から前項までの規定に基づき計算した額の合計額を支給する。この場合、合計額に円未満の端数がある場合は切り上げる。
- 8 前項において、交通機関を利用する場合は、通常の往復乗車料金に割り振られた勤務日数を乗じた金額とする。
- 9 第6項において、年次有給休暇を取得した場合は、あらかじめ勤務を割り振られた施設に勤務したものとみなす。

(超勤手当)

第14条 超勤手当は、所定労働時間を超えて勤務命令を受け勤務した職員に対し、次の計算により支給する。ただし、円未満の端数は切り上げるものとする。

(1) 公休日以外の場合

$$\frac{\text{基準賃金}}{170} \times 1.25 \times \text{時間数}$$

(2) 公休日以外の場合(22:00から翌日6:00までの間)

$$\frac{\text{基準賃金}}{170} \times 1.50 \times \text{時間数}$$

(3) 公休日(代休日を与えない場合)の場合

$$\frac{\text{基準賃金}}{170} \times 1.35 \times \text{時間数}$$

(4) 公休日の場合(代休日を与えない場合で22:00から翌日6:00までの間)

$$\frac{\text{基準賃金}}{170} \times 1.60 \times \text{時間数}$$

(5) 公休日(代休日を与えた場合)

$$\frac{\text{基準賃金}}{170} \times 0.35 \times \text{時間数}$$

(6) 公休日(代休日を与えた場合で22:00から翌日6:00までの間)

基準賃金

170

× 0.60 × 時間数

2 超勤手当は、管理職員には支給しない。

(夜勤手当)

第15条 夜勤手当は、午後10時から午前6時までの間に勤務した職員に対し、次の計算により支給する。ただし、円未満の端数は切り上げる。

基準賃金

170

× 0.35 × 時間数

2 前項の計算により算出した金額が、下表による勤務時間区分毎の金額に満たない場合は、下表の金額を支給する。

勤務時間区分	夜勤手当額
午後10時から午前0時までの間勤務	1 勤務につき 2,000円
午前0時から午前6時までの間勤務	1 勤務につき 4,000円

(宿直手当)

第16条 宿直手当は、宿直勤務をした職員に対し、下表により支給する。

宿直区分	宿直手当額
業務宿直	1 宿直につき 7,600円
管理宿直	1 宿直につき 6,000円

(日勤手当)

第17条 日勤手当は、日曜日、祝日等に出勤する職員に対し、次のとおり支給する。ただし、早朝勤務手当及び夜間勤務手当は、超勤手当の対象となる勤務並びに宿直勤務及び夜勤勤務を行う者には支給しない。

区 分	勤務内容	手当額(1 勤務当たり)
日曜日勤務手当	日曜日に勤務	800円
祝日勤務手当	祝日に勤務	800円
年末年始勤務手当	12月30日から翌年1月3日までに出勤	800円
早番勤務手当	午前6時から午前8時までの間勤務	300円
遅番勤務手当	午後6時から午後10時までの間勤務	300円
マイクロバス 運転手当	利用者を乗せる目的で1日に20km以上50km未満の運転	800円
	利用者を乗せる目的で1日に50km以上100km未満の運転	1,600円
	利用者を乗せる目的で1日に100km以上の運転	2,400円

2 早朝勤務と夜間勤務を同一の日において行った場合は、800円を加算する。

3 日曜日勤務手当、祝日勤務手当及び年末年始勤務手当は、重複して支給しない。

4 日勤手当は、管理職員には支給しない。

(期末手当)

第18条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)に在職している職員に対して支給する。ただし、日給等職員には支給しない。

2 期末手当の額は、基準日毎に次の計算式により算定する。

基準賃金 × 支給率 × 支給割合

3 期末手当の計算期間、支給率及び支給日は、次のとおりとする。

職員区分	基準日	計算期間	支給率	支給日
------	-----	------	-----	-----

研 修 員	6 月 1 日	12 月 1 日～5 月 31 日	0. 8 2 5	6 月 30 日
	12 月 1 日	6 月 1 日～11 月 30 日	0. 8 2 5	12 月 10 日
研修員以外 の常勤職員	6 月 1 日	12 月 1 日～5 月 31 日	1. 2 2 5	6 月 30 日
	12 月 1 日	6 月 1 日～11 月 30 日	1. 3 7 5	12 月 10 日

4 期末手当の支給割合は、次のとおりとする。

基準日	計算期間内における勤務期間	支給割合
6 月 1 日	0	0
	3 か月未満	30/100
	3 か月以上～5 か月未満	60/100
12 月 1 日	5 か月以上～6 か月未満	80/100
	6 か月	100/100

5 減給（就業規則第49条第16号に該当する場合を除く。）、勤務停止、休職、療養休暇、育児休業、介護休業、子の看護休暇、生理休暇及び特別休暇の期間は、前項の計算期間において勤務しなかった日として取り扱う。

6 期末手当の額に円未満の端数がある場合は、これを切り上げる。

（勤勉手当）

第19条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）に在職している職員に対して支給する。ただし、日給等職員には支給しない。

2 勤勉手当の額は、基準日毎に次の計算式により算定する。

（基準賃金＋管理職手当）×支給率×支給割合

3 勤勉手当の計算期間、支給率及び支給日は、次のとおりとする。

基準日	計算期間	支給率	支給日
6 月 1 日	12 月 1 日～5 月 31 日	0. 9	6 月 30 日
12 月 1 日	6 月 1 日～11 月 30 日	0. 9	12 月 10 日

4 勤勉手当の支給割合は、次のとおりとする。

基準日	計算期間内における勤務期間	支給割合
6 月 1 日	0	0
	15日未満	5/100
	15日以上～1か月未満	10/100
	1か月以上～1か月15日未満	15/100
	1か月15日以上～2か月未満	20/100
	2か月以上～2か月15日未満	30/100
12 月 1 日	2か月15日以上～3か月未満	40/100
	3か月以上～3か月15日未満	50/100
	3か月15日以上～4か月未満	60/100
	4か月以上～4か月15日未満	70/100
	4か月15日以上～5か月未満	80/100
	5か月以上～5か月15日未満	90/100
	5か月15日以上～6か月未満	95/100
	6か月	100/100

5 勤勉手当の支給については、前条第5項を準用する。

6 計算期間内に降格、出勤停止又は減給の懲戒（就業規則第49条第16号に該当する場合を除

く。)を受けた職員には、勤勉手当は支給しない。

7 勤勉手当の額に円未満の端数がある場合は、これを切り上げる。

(単身赴任手当)

第20条 施設等を異にする異動に伴い、異動する直近の住居から異動後の施設等に通勤した場合に60Km以上となる職員で、第12条第1項に規定する住居手当支給対象地域に住居を移転し、次の各号に掲げる事情により同居していた配偶者と別居して生活することを常態とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、異動に伴い配偶者が転居する場合において、配偶者が転居した住宅から異動後の施設等に通勤した場合に60Km未満となるときは単身赴任手当の支給対象としない。

(1) 配偶者が、配偶者の父母又は同居の親族を介護するとき

(2) 配偶者が学校その他の教育施設に在学している同居の子を養育するとき

(3) 配偶者が引き続き就業するとき

(4) 配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅(理事長が認める住宅を含む。)を管理するため、引き続き当該住宅に居住するとき

(5) その他理事長が配偶者が職員と同居できないと認めるとき

2 単身赴任手当の月額を、次のとおりとする。

区 分		単身赴任手当月額
異動前の住居と異動後の住居の距離	60Km以上100Km未満	30,000円
	100Km以上	38,000円

3 単身赴任手当の支給を受けようとする者は、別に定める単身赴任手当申請書に支給の根拠を証明する書類を添えて専決者に届け出て、承認を受けなければならない。

4 単身赴任手当の支給は、新たに要件が生じた日の属する月の翌日(その日が月の初日の場合は、その日の属する月)から開始し、要件を欠くに至った日の属する月(その日が月の初日の場合は、その日の属する前月)をもって終わる。ただし、前項の届出が要件の生じた日から15日を経過した後にはされた場合は、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合は、その月の属する月)から行うものとする。

(調整手当)

第20条の2 調整手当は、国の処遇改善施策に対応するため、週当たり30時間以上勤務する職員に次のとおり支給する。ただし、保育園及び幼稚園に勤務する事務員以外の職員を除く。

区 分	調整手当月額
週40時間勤務職員	3,000円
週30~39時間勤務職員	2,250円

(一時金)

第21条 理事長が常任役員会に諮って適当と認める場合は、次の各号に掲げる一時金を支給することができる。

(1) 日給等職員のうち所定労働時間が20時間以上の職員に対して、雇用通知書により通知する金額。支給日は期末手当支給日とする。

(2) 国等の政策に基づき支給する金額等臨時に支給することが必要となった金額。支給金額及び支給日は理事長が別に指定する。

(3) 職員間の均衡を図るために必要と認める金額。支給金額及び支給日は理事長が別に指定する。

(給与の支払方法)

第22条 給与は、法人が指定する金融機関の店舗において職員が指定する2つまでの口座に全額を送金する。ただし、職員が現金支給を希望し理事長が認めた場合は、現金で支給することができる。

2 前項に規定する口座は、職員名義のものでなければならない。

(給与からの控除)

第23条 次に掲げるものは、必要に応じて給与から支払時に控除する。ただし、法定外控除については職員の過半数を代表する者と協定する。

- (1) 源泉所得税
- (2) 住民税
- (3) 健康保険料
- (4) 厚生年金保険料
- (5) 雇用保険料
- (6) 介護保険料
- (7) 給食費、互助会費その他の法定外控除

(休業手当)

第24条 職員が業務上の負傷又は疾病により休業した場合は、休業1日につき労働基準法第12条に規定する平均賃金の60%を支給する。

(財政理由による給与の減額)

第25条 給与支給の財源の減少により、この規則に基づく給与の支払いのための財源が法人全体で不足となり又は不足が見込まれ、かつ当該年度を含めた3年間において収支均衡が見込めないときは、給与を減額する。

2 減額は、次の各号の順に行う。

- (1) 3年以上勤務している職員の昇給の減額又は停止
- (2) 基準賃金、管理職手当及び役職手当の減額

(委任)

第26条 この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

付 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成10年4月1日に在籍していた職員において、平成10年4月1日における給与規則の規定に基づき算定した業務手当額とこの規則に基づき算定した業務手当額とを比較し、この規則に基づき算定した額が下まわる場合は、平成20年3月31日までの間、本俸にその差額(100円未満は切上げ)を加算する。
- 3 この規則の施行日に満55歳を超える職員は、第5条第7項において満55歳と見なす。
- 4 日給等職員がこの規則の施行日前に支給されていた扶養手当、住宅手当及び皆勤手当については、平成26年3月31日までの間、同一条件で雇用継続する場合に限り、各手当相当額を支給する。
- 5 昭和58年4月1日施行の給与規則は、廃止する。

付 則

この規則は、平成17年5月28日から施行する。

付 則

- 1 第16条第1項のマイクロバス運転手当支給に係る勤務内容は、平成17年4月1日から適用する。
- 2 第18条第3項の規定は、平成18年度から適用し、平成17年度は次のとおりとする。

基準日	計算期間	支給率	支給日
6月1日	12月1日～5月31日	0.7	6月30日
12月1日	6月1日～11月30日	0.75	12月10日

付 則

この規則は、平成18年11月25日から施行する。

付 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この規則は、平成19年12月1日から施行する。
- 2 第18条第3項に規定する勤勉手当支給率は平成20年度から適用し、平成19年度は次のとおりとする。

基準日	計算期間	支給率	支給日
6月1日	12月1日～5月31日	0.725	6月30日
12月1日	6月1日～11月30日	0.775	12月10日

付 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成21年3月28日から施行する。

付 則

この規則は、平成21年5月23日から施行する。

付 則

この規則は、平成21年12月1日から施行する。

付 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 第5条第7項において、この規則の施行日に満60歳を超えている常勤職員は満60歳とみなす。

付 則

- 1 この規則は、平成22年12月1日から施行する。
- 2 第17条第3項に規定する期末手当支給率及び第18条第3項に規定する勤勉手当支給率は平成23年度から適用し、平成22年度は次表のとおりとする。

(1) 期末手当支給率

職員区分	基準日	計算期間	支給率	支給日
研修員	6月1日	12月1日～5月31日	0.65	6月30日
	12月1日	6月1日～11月30日	0.7	12月10日
研修員以外の常勤職員	6月1日	12月1日～5月31日	1.25	6月30日
	12月1日	6月1日～11月30日	1.35	12月10日

(2) 勤勉手当支給率

基準日	計算期間	支給率	支給日
6月1日	12月1日～5月31日	0.7	6月30日

12月1日	6月1日～11月30日	0.65	12月10日
-------	-------------	------	--------

付 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

- この規則は、平成23年10月26日から施行する。
- この規則の施行の日の前日までの間は、第13条に規定する22:00 から翌日6:00までの超勤手当の支給率は、改正前の規則第13条に規定する超勤手当の支給率と第14条第1項に規定する夜勤手当の支給率を合計したものとする。

付 則

この規則は、平成23年12月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成25年12月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

- この規則は、平成26年12月1日から施行する。
- 第19条第3項に規定する勤勉手当支給率は平成27年度から適用し、平成26年度は次のとおりとする。

基準日	計算期間	支給率	支給日
6月1日	12月1日～5月31日	0.675	6月30日
12月1日	6月1日～11月30日	0.825	12月10日

付 則

- この規則は、平成27年12月1日から施行する。
- 第19条第3項に規定する勤勉手当支給率は平成28年度から適用し、平成27年度は次のとおりとする。

基準日	計算期間	支給率	支給日
6月1日	12月1日～5月31日	0.75	6月30日
12月1日	6月1日～11月30日	0.85	12月10日

付 則

- この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第5条の2第5項の規定のうち定期昇給停止及び1号給の昇給は、平成30年4月1日から実施する。
- 改正前の俸給表の等級と改正後の俸給表の等級の切り替えは次表のとおりとする。

俸給表	旧等級	新等級
福祉職等 俸給表	1等級	1等級
	2等級	2等級
	3等級	3等級
	4等級	4等級
	5等級	5等級

	6 等級	6 等級
	7 等級	7 等級
	8 等級	8 等級
医療職俸給表 (一)	1 等級	1 等級
	2 等級	2 等級
	3 等級	3 等級
	4 等級	4 等級
	5 等級	5 等級
医療職俸給表 (二)	1 等級	1 等級
	2 等級	2 等級
	3 等級	3 等級
	4 等級	4 等級
	5 等級	5 等級
	6 等級	6 等級
	7 等級	7 等級

- 3 改正前の俸給表の号給と改正後の俸給表の号給の切り替えは次表のとおりとする。ただし、福祉職等俸給表 5 等級から 8 等級、医療職俸給表 (一) 5 等級、医療職俸給表(二) 5 等級から 7 等級の職員の号給の決定は、職員ごとに理事長が行う。

(1) 福祉職等俸給表適用を受ける職員

旧号給	新号給			
	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級
1	1	3	11	7
2	3	5	13	9
3	5	7	15	11
4	7	9	17	13
5	9	11	19	15
6	11	13	21	17
7	13	15	23	19
8	15	17	25	21
9	17	19	27	23
10	19	21	29	25
11	21	23	31	27
12	23	25	33	29
13	25	27	35	31
14	27	29	37	33
15	29	31	39	35
16	31	33	41	37
17	33	35	43	39
18	35	37	45	41
19	37	39	47	43
20	39	41	49	45
21	41	43	51	47

22	43	45	53	49
23	45	47	55	51
24	47	49	57	53
25	49	51	59	55
26	51	53	61	57
27	53	55	63	59
28	55	57	65	61
29	57	59	67	63
30	59	61	69	65
31	61	63	71	67
32	63	65	73	69
33	65	67	75	71
34	67	69	77	73
35	69	71	79	75
36	71	73	81	77
37	73	75	83	79
38	75	77	85	81
39	77	79	87	83
40	79	81	89	85
41	81	83		87
42	83	85		89
43	85	87		
44	87	89		
45	89			

(2) 医療職俸給表(一)適用を受ける職員

旧号給	新号給			
	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級
1	1	1	1	1
2	3	3	3	3
3	5	5	5	5
4	7	7	7	7
5	9	9	9	9
6	11	11	11	11
7	13	13	13	13
8	15	15	15	15
9	17	17	17	17
10	19	19	19	19
11	21	21	21	21
12	23	23	23	23
13	25	25	25	25
14	27	27	27	27
15	29	29	29	29

16	31	31	31	31
17	33	33	33	33
18	35	35	35	35
19	37	37	37	37
20	39	39	39	39
21	41	41	41	41
22	43	43	43	43
23	45	45	45	45
24	47	47	47	47
25	49	49	49	49
26	51	51	51	51
27	53	53	53	53
28	55	55	55	55
29	57	57	57	57
30	59	59	59	59
31	61	61	61	61
32	63	63	63	63
33	65	65	65	65
34	67	67	67	67
35	69	69	69	69
36	71	71	71	71
37	73	73	73	73
38	75	75	75	75
39	77	77	77	77
40	79	79	79	79
41	81	81	81	81
42	83	83	83	83
43	85	85	85	85
44	87	87	87	87
45	89	89	89	89

(3) 医療職俸給表(二)適用を受ける職員

旧号給	新号給			
	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級
1	1	1	1	1
2	3	3	3	3
3	5	5	5	5
4	7	7	7	7
5	9	9	9	9
6	11	11	11	11
7	13	13	13	13
8	15	15	15	15
9	17	17	17	17

10	19	19	19	19
11	21	21	21	21
12	23	23	23	23
13	25	25	25	25
14	27	27	27	27
15	29	29	29	29
16	31	31	31	31
17	33	33	33	33
18	35	35	35	35
19	37	37	37	37
20	39	39	39	39
21	41	41	41	41
22	43	43	43	43
23	45	45	45	45
24	47	47	47	47
25	49	49	49	49
26	51	51	51	51
27	53	53	53	53
28	55	55	55	55
29	57	57	57	57
30	59	59	59	59
31	61	61	61	61
32	63	63	63	63
33	65	65	65	65
34	67	67	67	67
35	69	69	69	69
36	71	71	71	71
37	73	73	73	73
38	75	75	75	75
39	77	77	77	77
40	79	79	79	79
41	81	81	81	81
42	83	83	83	83
43	85	85	85	85
44	87	87	87	87
45	89	89	89	89

- 4 この規則の施行日の前日に在職する職員で引き続き勤務する職員のうち、この規則の規定に基づき支給される平成28年4月分の俸給月額（この項において「新俸給」という。）が、改正前の俸給表に基づき平成28年3月分として支給された俸給月額を下回る場合は、平成28年4月分の俸給月額は、平成28年3月分として支給する俸給月額を超える直近上位の額（以下この項において「決定俸給」）とする。この場合、新俸給において、第5条の2第3項の規定に基づき2号給の定期昇給を行った場合の俸給月額と、決定俸給において、1号

給の定期昇給を行った場合の俸給月額が同額となるまでの間は、第5条の2第3項の規定に関わらず、決定俸給の定期昇給は1号給とする。

- 5 平成28年度中に新規に採用された職員のうち、初任給が下表左欄の等号給に決定した職員の俸給月額は、上位の等号給への昇給又は給与改定により下表右欄の金額を超えるまで間は、第3条の規定に関わらず下表右欄の金額とおりにする。

特例適用等号給	俸給月額
1等級31号給	168,900円

付 則

- 1 この規則は、平成28年12月1日から施行する。
- 2 第19条第3項に規定する勤勉手当支給率は平成29年度から適用し、平成28年度は次のとおりとする。

基準日	計算期間	支給率	支給日
6月1日	12月1日～5月31日	0.8	6月30日
12月1日	6月1日～11月30日	0.9	12月10日

付 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成29年5月27日から施行する。

付 則

- 1 この規則は、平成29年12月1日から施行する。
- 2 第8条に規定する役職手当及び第9条の2に規定する夜間業務手当の規定は、平成29年4月1日から適用する。
- 3 この規則による役職手当の増額（主任、グループ長、副グループ長、家庭支援専門相談員及び里親支援専門相談員 各5,000円）及び直接処遇手当の支給は、国が処遇改善のために行う施策に伴う予算措置がある間において実施する。
- 4 第19条第3項に規定する勤勉手当支給率は平成30年度から適用し、平成29年度は次のとおりとする。

基準日	計算期間	支給率	支給日
6月1日	12月1日～5月31日	0.85	6月30日
12月1日	6月1日～11月30日	0.95	12月10日

付 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第9条の2及び第20条の2の規定は、平成29年4月1日から適用する。
- 3 この規則による調整手当の支給は、国が処遇改善のために行う施策に伴う予算措置がある間において実施する。

別表 1

社会福祉法人同仁会福祉職等俸給表

号級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級	8 等級	#REF!
1		174,700	190,500	214,000	235,200	265,700	299,900	318,900	340,200
2		176,500	192,100	216,000	237,400	267,900	302,500	321,300	343,300
3		178,300	193,700	218,000	239,600	270,100	305,100	323,700	346,400
4		180,100	195,300	220,000	241,800	272,300	307,700	326,100	349,500
5		181,900	196,900	222,000	244,000	274,500	310,300	328,500	352,600
6	137,100	183,700	198,500	224,000	246,200	276,700	312,900	330,900	355,700
7	138,200	185,500	200,100	226,000	248,400	278,900	315,500	333,300	358,800
8	139,300	187,300	201,700	228,000	250,600	281,100	318,100	335,700	361,900
9	140,400	189,100	203,300	230,000	252,800	283,300	320,700	338,100	365,000
10	141,500	190,900	204,900	232,000	255,000	285,500	323,300	340,500	368,100
11	142,600	192,700	206,500	234,000	257,200	287,700	325,900	342,900	371,200
12	143,700	194,500	208,100	236,000	259,400	289,900	328,500	345,300	374,300
13	144,900	196,300	209,700	238,000	261,600	292,100	331,100	347,700	377,400
14	146,000	198,100	211,300	240,000	263,800	294,300	333,700	350,100	380,500
15	147,100	199,700	212,900	242,000	266,000	296,500	336,300	352,500	383,600
16	148,200	201,500	214,500	244,000	268,200	298,700	338,900	354,900	386,700
17	149,300	203,300	216,100	246,000	270,400	300,900	341,500	357,300	389,800
18	150,400	205,100	217,700	248,000	272,600	303,100	344,100	359,700	392,900
19	151,500	206,800	219,300	250,000	274,800	305,300	346,700	362,100	396,000
20	152,900	208,600	220,900	252,000	277,000	307,500	349,300	364,500	399,100
21	154,200	210,400	222,500	254,000	279,200	309,700	351,900	366,900	402,200
22	155,500	212,200	224,100	256,000	281,400	311,900	354,500	369,300	405,300
23	156,800	213,600	225,700	258,000	283,600	314,100	357,100	371,700	408,400
24	158,300	215,400	227,300	260,000	285,800	316,300	359,700	374,100	411,500
25	159,800	217,100	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300	376,500	414,600
26	161,400	218,900	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900	378,900	417,700
27	162,700	220,600	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400	381,300	420,800
28	164,200	222,300	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000	383,700	423,900
29	165,700	223,900	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900	386,100	427,000
30	167,200	225,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400	388,500	430,100
31	168,600	227,000	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700	390,900	433,200
32	171,300	228,700	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200	393,300	436,300
33	173,900	230,300	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700	395,700	439,400
34	176,500	231,900	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400	398,100	442,500
35	179,200	233,100	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000	400,500	445,600
36	180,900	234,600	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700	402,900	448,700
37	182,600	236,000	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100	405,300	451,800
38	184,300	237,300	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400	407,700	454,900
39	185,800	238,600	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600	410,100	458,000
40	187,600	239,800	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000	412,600	461,100
41	189,400	240,800	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800	415,000	464,100
42	191,100	242,000	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800	416,900	467,100
43	192,700	243,300	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700	419,200	470,100
44	194,200	244,500	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500	421,300	473,100
45	195,700	245,700	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400	423,500	476,100
46	197,200	247,000	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200	425,500	479,200
47	198,500	247,900	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000	427,600	481,900
48	199,800	249,300	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900	429,700	485,000
49	201,100	250,700	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700	431,800	488,000
50	202,400	252,200	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200	433,500	491,100
51	203,700	253,600	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700	435,300	493,800
52	205,000	255,000	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300	437,300	496,100
53	206,300	256,400	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900	439,300	498,400
54	207,600	257,700	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200	441,200	500,700
55	208,800	258,900	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500	443,000	502,800
56	210,100	260,200	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700	444,800	504,200
57	211,400	261,600	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900	446,500	505,700
58	212,700	262,900	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200	448,300	507,100
59	213,800	264,100	284,900	329,000	356,600	384,600	429,500	449,800	508,300
60	214,900	265,200	286,800	331,100	358,300	386,200	430,700	451,200	509,700
61	215,900	266,500	288,400	333,000	359,700	387,600	431,900	452,700	511,200
62	217,000	267,800	290,100	334,900	361,000	388,800	432,700	454,100	512,700
63	218,100	268,800	291,900	336,900	362,400	390,000	433,500	455,400	513,800
64	219,100	269,900	293,700	338,800	363,800	391,100	434,300	456,700	514,900
65	220,000	271,200	295,300	340,700	365,100	392,200	434,900	457,900	516,100
66	221,000	272,500	297,000	342,600	366,000	393,400	435,600	458,900	517,300
67	221,500	273,500	298,500	344,400	367,100	394,600	436,300	459,600	518,300
68	222,400	274,500	300,100	346,300	368,200	395,700	437,000	460,400	519,200
69	223,200	275,400	301,700	347,800	369,000	396,400	437,800	461,100	520,100
70	224,100	276,500	303,400	349,200	369,900	397,100	438,600	461,800	521,000
71	224,800	277,600	305,000	350,700	370,800	397,800	439,000	462,600	521,800
72	225,800	278,600	306,700	352,200	371,700	398,500	439,700	463,300	522,700
73	226,600	279,500	307,700	353,800	372,600	399,100	440,200	463,900	523,400
74	227,500	280,500	309,200	354,600	373,400	399,700	440,600	464,400	523,900
75	228,200	281,100	310,700	355,800	374,200	400,200	441,000	465,000	524,600
76	229,000	282,000	312,300	356,800	375,000	400,600	441,400	465,600	525,200
77	229,900	282,700	313,900	357,700	375,700	401,000	441,800	466,200	526,000
78	231,000	283,600	315,500	358,800	376,400	401,300	442,200	466,700	526,600
79	231,700	284,600	317,100	359,700	377,100	401,600	442,600	467,200	527,100
80	232,400	285,400	318,600	360,800	377,800	401,900	442,900	467,600	527,600
81	233,000	286,200	320,100	361,700	378,300	402,200	443,200	467,900	528,100
82	233,800	287,000	321,300	362,400	378,900	402,500	443,600	468,200	528,600
83	234,600	287,800	322,500	363,100	379,500	402,800	443,900	468,500	529,100
84	235,300	288,300	323,700	363,800	380,200	403,100	444,200	468,800	529,600
85	236,000	288,700	324,400	364,200	380,600	403,400	444,500	469,100	530,100
86	236,600	289,200	325,300	364,800	381,300	403,700	444,800	469,400	530,600
87	237,300	289,300	326,100	365,500	381,900	404,000	445,100	469,700	531,100
88	238,100	289,700	326,900	366,200	382,500	404,300	445,400	470,000	531,600
89	238,900	289,900	327,800	366,500	382,900	404,600	445,700	470,300	532,100
再任用	149,300	163,100	182,900	192,600	200,100	212,800	233,700	250,200	276,000

別表 2

社会福祉法人同仁会医療職俸給表(一)

号級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級
1	246,400	331,800	396,700	471,100	566,100
2	248,900	334,800	399,600	473,400	569,200
3	251,400	337,700	402,500	475,600	572,300
4	253,900	340,700	405,300	477,900	575,400
5	256,200	343,400	408,000	480,200	578,300
6	260,000	346,700	410,700	482,400	580,700
7	263,800	349,800	413,500	484,600	583,100
8	267,600	352,900	416,200	486,800	585,500
9	271,200	355,700	418,600	488,800	587,700
10	275,200	358,600	421,300	490,900	589,200
11	279,200	361,700	423,900	493,000	590,700
12	283,200	364,900	426,600	495,100	592,200
13	287,000	367,900	429,000	497,200	593,700
14	291,000	371,500	431,500	499,300	594,800
15	294,900	374,700	433,900	501,400	595,900
16	298,800	378,400	436,400	503,500	596,800
17	302,600	382,000	438,500	505,600	598,000
18	306,200	384,700	440,900	507,600	599,000
19	309,700	387,500	443,200	509,600	600,000
20	313,300	390,200	445,600	511,600	601,000
21	316,900	393,100	447,200	513,400	602,000
22	320,600	395,700	449,600	515,200	603,000
23	324,100	398,300	452,000	517,100	604,000
24	327,600	400,700	454,300	519,000	605,000
25	331,100	402,900	456,300	520,700	606,000
26	333,900	405,200	458,600	522,500	607,000
27	336,500	407,400	460,800	524,300	608,000
28	339,100	409,700	463,100	526,100	609,000
29	341,900	412,000	465,300	527,800	610,000
30	344,000	414,100	467,600	529,600	611,000
31	346,200	416,100	469,900	531,400	612,000
32	348,600	418,200	472,100	533,200	613,000
33	350,900	420,200	474,100	534,800	614,000
34	353,300	422,100	476,200	536,600	615,000
35	355,500	423,900	478,300	538,300	616,000
36	358,000	425,900	480,400	540,100	617,000
37	360,000	427,800	482,500	541,700	618,000
38	362,600	429,800	484,300	543,300	619,000
39	365,200	431,800	486,100	544,700	620,000
40	367,400	433,800	487,900	546,300	621,000
41	369,700	435,600	489,600	547,800	622,000
42	371,100	437,400	491,400	549,200	623,000
43	372,600	439,100	493,200	550,600	624,000
44	374,000	440,900	495,000	551,900	625,000
45	375,300	442,800	496,600	553,100	626,000
46	376,700	444,600	498,300	554,100	627,000
47	378,200	446,400	500,100	555,100	628,000
48	379,700	448,100	501,900	556,100	629,000
49	380,900	449,900	503,500	557,100	630,000
50	381,900	451,600	504,800	558,000	631,000
51	382,900	453,400	506,100	558,900	632,000
52	383,800	455,200	507,400	559,800	633,000
53	384,700	457,100	508,500	560,600	634,000
54	385,600	458,300	509,800	561,500	635,000
55	386,300	459,500	511,100	562,400	636,000
56	387,200	460,700	512,400	563,300	637,000
57	388,000	461,900	513,400	564,200	638,000
58	388,900	462,900	514,200	565,100	639,000
59	389,700	463,900	515,000	566,000	640,000
60	390,500	464,900	515,800	566,700	641,000
61	391,100	465,700	516,700	567,600	642,000
62	391,600	466,400	517,500	568,500	643,000
63	392,000	467,100	518,400	569,400	644,000
64	392,500	467,800	519,200	570,300	645,000
65	392,800	468,500	520,100	571,200	646,000
66	393,100	469,200	521,000	572,100	647,000
67	393,400	469,900	521,700	573,000	648,000
68	393,700	470,600	522,600	573,900	649,000
69	394,000	470,900	523,500	574,800	650,000
70	394,300	471,600	524,300	575,700	651,000
71	394,600	472,300	525,200	576,600	652,000
72	394,900	473,000	526,100	577,500	653,000
73	395,200	473,400	526,900	578,400	654,000
74	395,500	474,000	527,800	579,300	655,000
75	395,800	474,700	528,700	580,200	656,000
76	396,100	475,400	529,400	581,100	657,000
77	396,400	475,800	530,200	582,000	658,000
78	396,700	476,400	531,100	582,900	659,000
79	397,000	477,000	532,000	583,800	660,000
80	397,300	477,500	532,900	584,700	661,000
81	397,600	478,100	533,700	585,600	662,000
82	397,900	478,600	534,600	586,500	663,000
83	398,200	479,100	535,500	587,400	664,000
84	398,500	479,600	536,400	588,300	665,000
85	398,800	480,000	537,200	589,200	666,000
86	399,100	480,600	538,100	590,100	667,000
87	399,400	481,000	539,000	591,000	668,000
88	399,700	481,500	539,900	591,900	669,000
89	400,000	482,000	540,700	592,800	670,000
再任用	271,200	292,400	319,700	356,100	406,100

別表 3

社会福祉法人同仁会医療職俸給表(二)

号級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級
1	161,300	188,800	237,200	260,000	285,000	329,500	373,700
2	162,700	190,900	239,000	261,000	286,800	331,600	376,300
3	164,200	193,000	240,800	261,900	288,600	333,600	379,000
4	165,600	195,000	242,600	263,000	290,500	335,800	381,600
5	167,100	197,100	244,000	263,700	292,300	337,800	383,800
6	168,600	199,400	245,300	264,700	294,100	339,900	386,200
7	170,100	201,700	246,500	265,500	296,000	342,100	388,500
8	171,600	204,000	247,800	266,500	297,800	344,200	390,800
9	172,900	206,400	248,800	267,600	299,700	345,700	392,800
10	174,600	207,800	249,900	268,400	301,600	347,700	394,900
11	176,200	209,200	250,800	269,500	303,400	349,600	397,100
12	177,700	210,500	251,700	270,700	305,300	351,600	399,400
13	179,200	211,900	253,000	272,000	306,900	353,600	401,300
14	181,200	213,400	254,100	273,300	308,500	355,700	403,300
15	183,200	214,900	254,900	274,500	310,300	357,800	405,500
16	185,200	216,100	255,900	275,900	312,100	359,800	407,700
17	187,400	217,500	256,600	277,200	313,900	361,800	409,700
18	189,500	219,000	257,500	278,600	315,500	363,800	411,900
19	191,600	220,500	258,500	279,800	317,200	365,900	414,100
20	193,700	222,000	259,400	281,200	318,900	368,000	416,200
21	195,800	223,400	260,300	282,800	320,300	369,700	418,100
22	198,000	225,100	261,300	284,400	321,800	371,800	420,000
23	200,200	226,800	262,200	285,900	323,300	373,900	421,800
24	202,400	228,500	263,200	287,300	324,800	375,900	423,700
25	204,400	229,900	264,400	288,600	326,300	377,900	425,400
26	205,700	231,600	265,700	290,400	327,700	379,500	427,000
27	207,000	233,300	266,900	292,200	329,200	381,400	428,700
28	208,300	235,000	268,100	293,900	330,800	383,300	430,300
29	209,500	236,600	269,300	295,400	332,000	385,100	431,600
30	210,700	238,000	270,800	297,000	333,500	386,800	432,900
31	212,000	239,300	272,400	298,600	334,900	388,700	434,500
32	213,200	240,400	273,800	300,300	336,400	390,500	436,000
33	214,500	241,600	275,400	301,700	338,000	392,200	437,700
34	215,800	242,700	276,900	303,200	339,500	393,900	439,300
35	217,100	243,600	278,200	304,800	341,100	395,700	440,700
36	218,400	244,700	279,500	306,400	342,600	397,400	442,100
37	219,800	245,800	281,100	307,800	344,300	399,000	443,200
38	221,200	246,900	282,500	309,200	345,900	400,700	444,500
39	222,500	247,800	284,000	310,600	347,400	402,500	445,800
40	223,900	248,900	285,400	312,200	349,000	404,300	447,200
41	224,900	249,500	286,900	313,700	350,200	405,800	448,200
42	226,300	250,400	288,400	315,100	351,700	407,300	448,900
43	227,700	251,300	289,900	316,500	353,200	408,800	449,700
44	229,100	252,200	291,500	318,000	354,600	410,100	450,300
45	230,300	253,000	292,800	318,900	356,200	411,200	451,200
46	231,700	254,000	294,200	320,300	357,200	412,300	451,900
47	233,000	254,900	295,700	321,700	358,700	413,400	452,700
48	234,300	255,900	297,200	323,200	360,000	414,600	453,500
49	235,300	256,900	298,400	324,300	361,400	415,900	454,200
50	236,400	258,100	299,700	325,700	362,800	417,000	454,900
51	237,400	259,300	300,900	327,000	364,100	418,200	455,600
52	238,500	260,500	302,300	328,300	365,500	419,300	456,400
53	239,600	261,600	303,700	329,700	367,000	420,500	457,200
54	240,700	263,100	305,000	331,100	368,200	421,500	458,000
55	241,700	264,500	306,400	332,500	369,300	422,600	458,700
56	242,700	265,900	307,800	333,800	370,500	423,700	459,400
57	243,500	267,500	308,700	334,700	371,600	424,800	460,200
58	244,500	269,100	309,900	336,000	372,500	425,300	461,000
59	245,200	270,600	311,100	337,200	373,500	425,900	461,800
60	246,200	272,100	312,500	338,500	374,500	426,300	462,600
61	247,100	273,500	313,600	339,600	375,100	426,900	463,400
62	248,100	275,000	314,900	340,500	375,900	427,400	464,200
63	248,900	276,500	316,200	341,700	376,700	427,800	465,000
64	249,900	277,800	317,400	343,000	377,500	428,300	465,800
65	250,800	279,300	318,700	344,100	378,200	428,900	466,600
66	251,800	280,800	320,000	345,300	378,900	429,300	467,400
67	252,900	282,300	321,300	346,500	379,700	429,600	468,200
68	253,800	283,800	322,600	347,600	380,400	429,900	469,000
69	254,600	284,900	323,300	348,600	381,000	430,300	469,800
70	255,700	286,400	324,400	349,600	381,600	430,700	470,600
71	256,800	287,900	325,500	350,700	382,300	431,100	471,400
72	258,000	289,300	326,400	351,800	382,900	431,500	472,200
73	259,400	290,400	327,700	352,600	383,600	431,900	473,000
74	260,700	291,800	328,400	353,700	384,100	432,300	473,800
75	262,000	293,000	329,500	354,800	384,700	432,700	474,600
76	263,200	294,300	330,700	355,900	385,200	433,100	475,400
77	264,200	295,700	331,800	356,600	385,600	433,500	476,200
78	265,300	297,000	333,000	357,400	386,200	433,900	477,000
79	266,600	298,200	334,100	358,200	386,700	434,300	477,800
80	267,800	299,500	335,300	358,900	387,000	434,700	478,600
81	268,800	300,100	336,400	359,500	387,300	435,100	479,400
82	269,800	301,300	337,500	360,000	387,800	435,500	480,200
83	270,900	302,400	338,500	360,600	388,200	435,900	481,000
84	272,000	303,600	339,600	361,100	388,500	436,300	481,800
85	272,800	304,700	340,500	361,700	388,800	436,700	482,600
86	273,700	305,900	341,500	362,200	389,300	437,100	483,400
87	274,800	307,100	342,400	362,800	389,800	437,500	484,200
88	275,900	308,200	343,400	363,300	390,200	437,900	485,000
89	276,800	309,500	344,400	363,700	390,500	438,300	485,800
再任用	204,400	214,600	218,200	223,300	231,400	250,000	272,200